

CNN ニュース

No. 115

プライバシー
インターナショナル
ジャパン (PIJ)

国民背番号問題検討
市民ネットワーク
Citizens Network Against
National ID Numbers (CNN)

季刊発行
年 4 回刊

■ 巻頭言 ■

エストニアは他山の石

サイバー攻撃で背番号管理国民情報の3分の2が消えたエストニア!!

2017年に、エストニアの国民総背番号（マイナ）システムがロシアからサイバー攻撃を受け、ICチップ管理機能が不全になった。人口約133万人の都市国家エストニアで、約75万の官製ICカードが利用不能となり、正常化に当局は多大な時間を費やした。わが国の役所寄りのマスメディアや役所付度組の識者などが持ち上げるICカードを使ったエストニアの国民総背番号システムは、以外と脆弱だった。

これを機に、エストニア政府も、デジタルID（KPI／公開鍵）を格納したICカードを使った既存の中央集約管理システムを、分割管理型のデジタルIDの仕組みに移行した。加えて、ヨーロッパのある国に国民データのバックアップ保存を依頼した。さらにブロックチェーン技術の実用化も検討し始めた。ここでも、モバイル化の激流のなか、ICカードにデジタルIDを入れるモデルには逆風で、スマホにモバイル（移動）式のデジタルIDアプリを格納する方向に大きく舵を切っている。

ロシアと戦争中のウクライナは、国民情報のバックアップをアメリカの民間企業アマゾン社にクラウド保存を依頼していると聞く。

「日本は主権国家だ。自国民情報のバックアップを他国の民間企業に依頼するなんてとんでもない！」こんな声がバツコする平和ボケした日本は、マイナンバー（国民背番号）であらゆる国民情報を分散集約管理し、専制主義国家づくりに熱心である。背番号（マイナンバー）で整然と管理さ

れた国民情報へのサイバー攻撃への危機管理意識の欠如、データセキュリティへの鈍感さが目立つ。「事故は必ず起きる。」の思考が欠けた日本。原発、国民総背番号制でも、役人や政治家に、国民を護るための考え方の基本がまったくできていない。中国軍のハッカーが防衛機密を扱う日本政府のデータシステムに侵入していた重大事をアメリカから指摘されるレベルの鈍感な国である。

官民各所へのサイバー攻撃のニュースが続く。会計ソフト会社のエムケイシステムは、社労士向けのクラウドサービス「社労夢」を運営する。同社の「社労夢」サービスでは、給与計算や社会保険の手続を支援する。社労士向けでは最大手。2,700以上の事務所が、同社のサービスを利用する。同社は、今年（23年）6月に、ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）によるサイバー攻撃を受けた。同社のHP（ウェブ）やクラウドサービスの利用は、いままも接続・利用しづらい状況が続いている。同社と契約する社労士は、自らのクライアントへの対応でも悲鳴を上げている。会計ソフト会社のクラウドサービスを利用する税理士や事業者にとっても、他人事ではない。

台湾は、わが国のマイナカードとマイナポータルを真似た国民総背番号システムをつくるプランをストップさせた。つまづきの原因は、こんな電子政府をつくっても、中国からサイバー攻撃を受け、根こそぎ奪取されてしまうのが落ちだからとか？ウクライナへのロシア侵略を目の当たりにして、「平和ぼけ」から目が覚めたのではないか？他山の石として参考になる。わが政府のマイナポータルも危ない。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～エストニアは他山の石
- ・ 他のG7諸国では官製ICカードは使っていない
- ・ デジタル空間での罪刑法定主義、人権③
- ・ <読者からの投稿> 零細事業者や高齢税理士の生存権

2023年10月17日
PIJ代表 石村 耕治

なぜ日本以外の G7 諸国では官製 IC (マイナ) カードを使っていないのか？
それは「スマホ対応の電子政府が国際標準」だからである。

デジタル ID (デジタル本人確認) とマイナ保険証

— 「デジタル ID とは何か？」をしっかりと理解しよう！！ —

アメリカをはじめ世界で加速するモバイル化、
官製 IC カードに頼らない民間デジタル ID の仕組みを深読みする

石村 耕治 (PIJ 代表・白鷗大学名誉教授)

《コンテンツ》

【プロローグ／序説】

1 デジタル化 (DX) とデジタル ID の所在

- (1) デジタル ID の所在～リアルとデジタルの 2 つの本人確認方法
- (2) どのような個人用デジタル ID の技術仕様があるのか
- (3) 官製デジタル ID か、民間デジタル ID か？
- (4) 国民総背番号制～政府の官製デジタル ID の利用拡大方針
- (5) 自治体における「官製デジタル ID」と「民間デジタル ID」の利用状況
- (6) わが国のガラパゴス化した官製 IC カードを使ったデジタル ID 政策

2 アメリカのデジタル ID / 健康保険証はどうなっているのか？

- (1) アメリカの連邦でのリアル ID とデジタル ID / デジタル本人確認
- (2) アメリカの健康保険証はどうなっているのか？
- (3) アメリカ連邦のオンライン行政で使われているデジタル ID とは
- (4) 連邦の内国歳入庁 (IRS) は、人権侵害批判を受けて、顔パス利用を停止
- (5) わが国での所得税申告 / 申請でのデジタル ID の選択

3 税務のデジタル化と憲法 25 条の生存権

4 デジタル ID を取り巻く諸課題とは

◆むすびにかえて～なぜわが国はデジタル化に逆行の官製 IC カードなのか？

【プロローグ／序説】

- ・なぜ、いまや日本以外の G7 諸国では「官製 IC カード (マイナ IC カード)」を使っていないのか？それは「スマホ対応の電子政府が国際標準 (global standard)」だからである。「パソコン (PC) 対応を標準」としているのは、いまや日本くらいである。この現実を理解できないと、政府の無謀なマイナ IC カードの利用拡大方針の問題点をしっかりと理解できない。
- ・デジタル化 (DX) の嵐が吹き荒れている。社会、経済のあらゆる部門で DX の影響は避けられない。税務のデジタル化も同じような状況だ。
- ・こうしたなか、「デジタル ID (digital identity)」のあり方が注目を浴びている。

- ・もっとも、「デジタル ID ?」と言われれば、戸惑う人も少なくないかも知れない。
- ・私たちは、常日頃、スマホのアプリやパソコン (PC) のソフトを使っている。
- ・官民の様々な機関が開設するホームページ (HP) / ウェブサイトにインターネットを使ったりモートアクセスする際に「ID」と「パスワード」などを入力する。これが、「デジタル ID」である。
- ・「ID / アイデイ (identification)」は英語で、日本語では「本人確認」、「身分証明書」とかいう意味である。
- ・「デジタル ID」とは、インターネット (ネット) / デジタル / オンライン空間での本人確認 (身元確認 + 当人認証) に使う ID である。すなわち、「デジタル ID」とは、パソコン (PC) やスマホ

を使って、インターネットで、政府・公共機関（国や自治体その他の公的機関など）や民間機関（会社その他の企業や私的機関など）のさまざまなウェブサイト（ホームページ（HP）／デジタルプラットフォーム／ポータルサイトなど言い方はさまざま。）にリモート（遠隔）アクセス／ログインする際の ID を指す。「デジタル ID」には、「官製のデジタル ID」と「民間のデジタル ID」がある。

- デジタル ID には、さまざまな技術仕様がある。わが国政府は、公定の「公開鍵（PKY）」仕様の ID を搭載した官製の IC（マイナ）カードをできるだけ幅広く使わせようようと画策している。9ケタの背番号をあらゆる HP／ウェブサイトの利用歴と紐づけて、国家が個人データを収集し、国民監視をしたいからだ。
- インターネットのないリアル（対面）／紙（文書）だけの時代が長く続いた。この時代には、「ID（本人確認）」は紙のカードとか、プラスチックカードが使われてきた。
- こうした本人確認証は、リアル（現実／対面）で使われることから「リアル ID」と呼ばれる。インターネットが発達した今日でも、対面での本人確認には「リアル ID」が欠かせない。
- 一方で、ネット／デジタル／オンライン業務は急拡大でゴールのないレースのようなありさまだ。
- 当然、本人確認での「デジタル ID」の重要性も増す。加えて、なりすましその他さまざまなネット／サイバー犯罪の防止にも、「デジタル ID」は必須アイテムだ。
- だが、デジタル ID は、使い方によっては、人権をむしろむしむツール（道具）にもなる。わが国では、確実にそうした使い方に走り出している。
- とりわけ、わが国は、国民に、官製のデジタル ID を搭載した IC カード（マイナンバー IC カード）を持ち歩かせ、行政サービスの申請や提供にできるだけ幅広く使わせる。それによって、官製のデジタル ID で国民情報を国家が収集し、国民をデータ監視しようとしている。
- 政府は、こうした危険な政策を強引に進めている。いわゆる「マイナカードパンデミック」を拡散させるために、国民皆保険で誰も逃げられない健康保険証とマイナ保険証との一体化を強引に進めている。ところが現場を知らない政権の参謀が進めた無茶苦茶な令和のマイナインパール作戦に国民が反乱を起こした。
- 政権は、8月4日に、マイナ保険証トラブルに

対する懐柔策をアナウンスした。だが、健康保険証廃止の基本方針は維持している。

- こうした戦略変更は単なる懐柔策で、むしろ民主主義国家の考え方とは相容れない無謀な令和のマイナインパール作戦を延命するものである。デジタル化に名を借りた「国民総背番号制」、内実は権威主義国家の政策を変えるものではない。
- すでにふれたように、いまや、世界の電子政府／電子自治体モデルでは、電子政府／電子自治体における行政サービスの申請・提供は、「モバイル（スマホやタブレットなどの移動）端末」で受けられることが、市民の権利とされる。つまり「スマホで電子政府が国際標準」。以前のような「固定されたパソコン（PC）」は想定されていない。G 7 諸国を見渡しても、いまやどの国の政府も官製のデジタル ID を搭載した IC カードは発行していない。IC カードリーダーを必須とする IC カードは、時代遅れで、スマホには不向きだからである。
- デジタル ID はスマホに直接搭載する方式が一般的である。スマホを持っていない人に、対面（リアル）で使う紙の ID カードを発行することで足りる。
- わが国のように、官製のマイナンバー（個人番号）IC カードを発行したうえで、さらに、それをスマホに搭載する作業が必要なやり方は、デジタル化とは逆向きのガラパゴス化した政策である。血税の無駄遣いでもある。
- わが国のデジタル化政策はいかに愚策で、非民主的であるかは対岸のアメリカと比べて見ても一目瞭然である。
- アメリカでは、連邦や諸州の行政サービスの申請や提供に、官製のデジタル ID は使わない。市場競争の中で一番磨かれた民間のデジタル ID を選択して使う。
- 私たち市民は、政府のフェイクなデジタル化政策にだまされてはいけない。政府を忖度し、愚策を拡散するマスメディアに安易に迎合してはいけない。
- 私たち市民は目利きにならないといけない。そのためには、世界のデジタル化の動向やわが国の官製デジタル ID に対する意識改革、マイナ IC カードについての豊富な知見がいる。
- 私たち国民が持つ官依存体質が、官製マイナ IC カードの暗部覆い隠しの放任につながっているのも事実である。とりわけ、愚策であっても官に盲従することが正義であるような考えからは距離をおかないといけない。市民の自由・人権を大事に

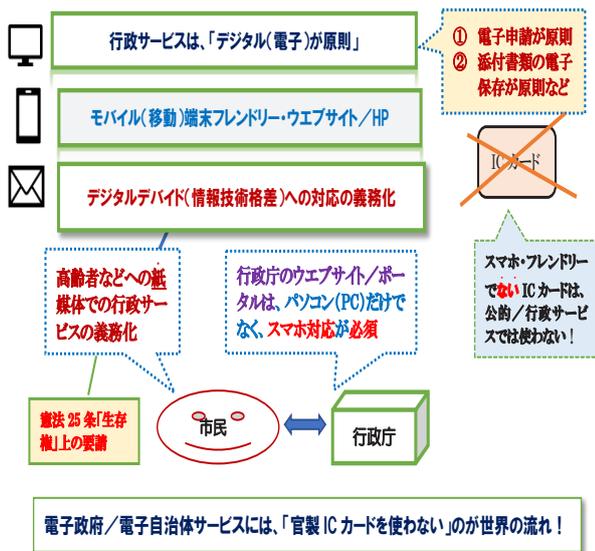
する社会に向けて走り出さないといけない。

- ・背番号で紐づけされた官製の IC カードに搭載されたデジタル ID を使い回すことで、政府が官民に拡散されている国民データの集約監視を容易にするデジタル化策は、「人権を大事にする社会」には凶器にもなる。ストップをかけないといけない。

1 税務のデジタル化 (DX) とデジタル ID の所在

- ・デジタル化 (DX) が進み、今日、世界の流れは、「モバイル (スマホやタブレットなどの移動) 端末」で、電子政府/電子自治体の行政サービスを受けられることが、市民の権利であるとされる。いまや、「スマホで電子政府が国際標準」。以前は「固定された「パソコン (PC) で電子政府が国済標準」であった。

【表 1】世界の流れ～モバイル端末でデジタル行政サービスを受ける市民の権利保障



(1) デジタル ID の所在～大きくリアルとデジタルの 2 つに分かれる本人確認方法

- ・デジタル化 (DX) の嵐が吹き荒れている。社会、経済のあらゆる部門で DX の影響は避けられない。こうしたなか、「デジタル ID (digital identity)」のあり方が注目を浴びている。
- ・もっとも、「デジタル ID ?」と言われれば、戸惑う人も少なくない。私たちは、常日頃、スマホのアプリやパソコン (PC) のソフトを使っている。その際に「ログイン ID / アカウント ID」と「パスワード」などを入力する。これが「デジタル ID」である。
- ・「デジタル ID」は「デジタル本人確認」ともい

う。「ID / アイデイ (identification)」は英語で、日本語では「本人確認」、「身分証明書」とかいう意味である。

【表 2】マイナ IC カードは「官製の対面用リアル ID + 官製のデジタル ID」兼用

| 対面で使うリアル ID | デジタル ID |
|--------------------|------------------------|
| 目に見える空間の本人確認で使う ID | 目に見えないネット空間の本人確認に使う ID |

(官製のリアル&デジタル兼用 ID / マイナ IC カード)



(2) どのような個人用デジタル ID の技術仕様があるのか

- ・安全に、オンラインで情報のやり取りをするには、お互いに本人であるかどうかを確認することが重要である。なりすまし犯罪やサイバー攻撃、プライバシー漏洩などを防ぐためである。
- ・データセキュリティ (安全) 対策で、個人用の「デジタル ID」、「デジタル本人確認」に現在利用されている技術仕様 (方式) とその長短を、おおまかに一覧にすると、次のとおりである。

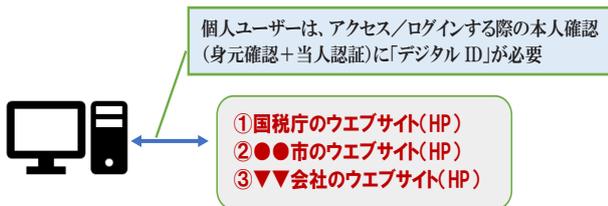
【図表 3】データセキュリティ対策で個人用のデジタル ID に利用される技術仕様

| 技術仕様 (方式) | 導入コスト | 利便性 | なりすまし対応度 | マイナス面 |
|---------------------|-------|-----|----------|-----------|
| ① ログイン ID・パスワード | 低 | 高 | 中 | 安全性が中程度 |
| ② PKI (公開鍵・電子証明書) | 中 | 低 | 高 | 運用が複雑 |
| ③ 生体認証 (顔・虹彩・指紋など) | 高 | 高 | 高 | 容認度が低い |
| ④ 二次元コード | 高 | 高 | 高 | PC 対応に難あり |
| ⑤ ワンタイムパスワード | 高 | 高 | 高 | コストが割高 |
| ⑥ ブロックチェーン (暗号資産) 式 | — | — | 高 | 技術開発途上 |

(3) 官製デジタル ID か、民間デジタル ID か？

- デジタル ID は、①公的ウェブサイト／HP はもちろんのこと、②民間企業のウェブサイト／HP にアクセス／ログインする際の本人確認に使われる。
- わが国では、個人が①公的ウェブサイト／HP にアクセス／ログインし、住民票など一定の個人情報を受受する際に、特定のデジタル ID (公開鍵／PKI) が搭載された官製のマイナンバー IC カードで本人確認をすることが強制される。(一方、例えば、市の水道局の水道料金確認ウェブサイト／HP へのアクセス／ログインには、マイナンバー IC カード (官製デジタル ID) ではなく、民間デジタル ID が使われている。)
- 他の G7 諸国では、こんな時代遅れの官製 IC カードを使っていない。仮に特定の技術仕様のデジタル ID を採用しそれを国民へ強制するにしても、そのデジタル ID をスマホに直接搭載するのが世界標準になっているからだ。スマホを持っていない人だけに紙の ID カードないしプラスチック ID カードを配ることで済むからだ。
- この点、例えば、アメリカでは、①公的ウェブサイト／HP、②民間企業のウェブサイト／HP を問わず、すべてのウェブサイト／HP アクセスする際に、民間企業のデジタル ID が使われている。

【表 4】官製デジタル ID & 民間デジタル ID の使い分け



- ①国税庁のウェブサイト (HP) では、①ログイン ID ・パスワード、またはマイナンバーカードに搭載された② PKI (公開鍵・電子証明書) の技術仕様が使われている。
- ②●●市のウェブサイト (HP) では、住民票のオンライン申請など「法令等で本人確認について定めのあるサービス」では、マイナンバーカードに搭載された② PKI (公開鍵・電子証明書) の技術仕様が使われている。一方、防災や水道料金確認アプリなど「法令等で本人確認について定めのないサービス」などでは、①ログイン ID ・パスワードが使われている。
- ③▼▼会社のウェブサイト (HP) では、①ログ

イン ID ・パスワードが使われている。

- なお、「デジタル ID」には、「官製デジタル ID」(マイナンバー IC カードに搭載された公開鍵(PKI))と「民間デジタル ID」がある。この点の違いをしっかりと理解ができないと、なぜ、政府は、マイナンバー IC カード (官製デジタル ID) を「法令等で本人確認について定めのないサービス」(後記【表 6】③) 分野にまでエスカレート利用させようとしているのか理解するのが至難になる。

(4) 国民総背番号制～政府の官製デジタル ID の利用拡大方針

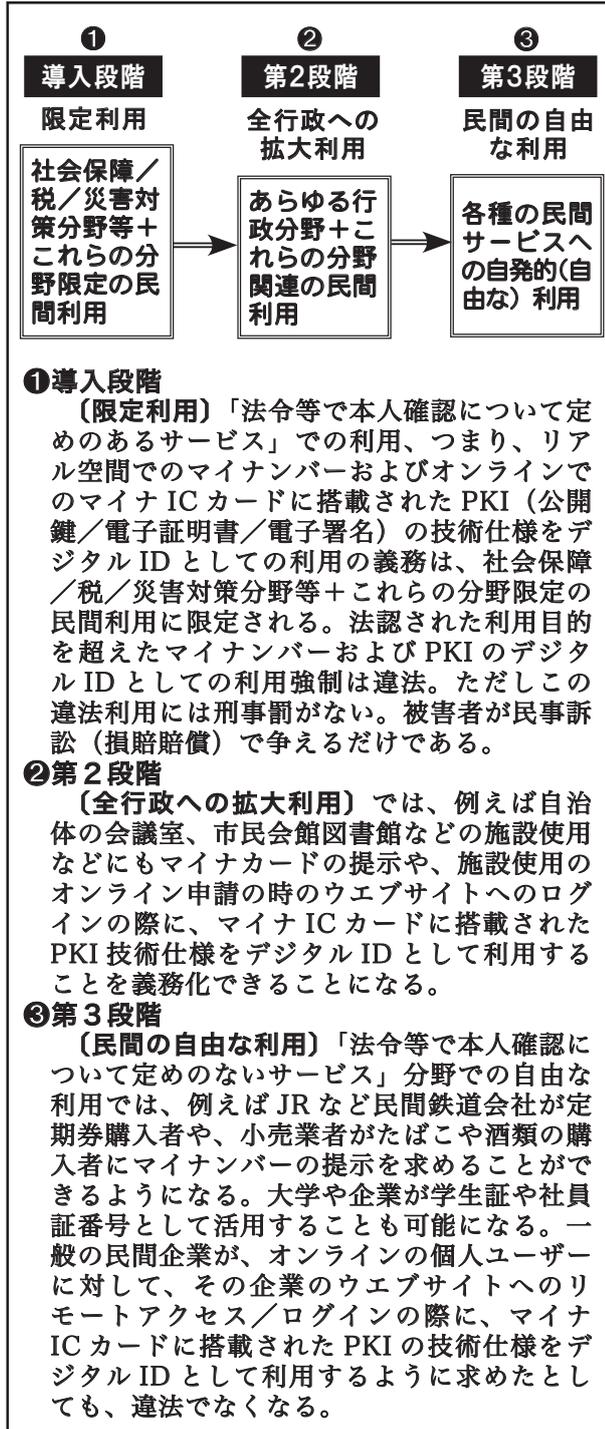
- 政府は、マイナンバーカードに搭載された官製デジタル ID である② PKI (公開鍵・電子証明書) の利用を、次頁【表 6】のような計画で、拡大する方針である。
- 「官製のデジタル ID でオール・イン・ワン (all in one)」政策や共通番号は、利便性が高い？ いや、むしろ「国民総背番号制」、データ監視国家、権威主義国家、データ収容所列島化につながり、人権を串刺しにしてむしばむ仕組みではないか？
- やはり、民間デジタル ID、リアルの ID や番号についても、行政分野ごとの個別の番号 (限定番号) を使うべきである。時代遅れの背番号 IC カードの普及で、兆円単位の血税を浪費し、ポイントで人権を取引する政府・国民のレベルが問われる。

【図表 5】導入段階での個人番号の利用分野のあらまし

| | | |
|--|--------------|--|
| 社会 保障 分野 | 年金分野 | 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 |
| | 労働分野 | 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用 |
| | 福祉・医療・その他の分野 | 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用 |
| | 税分野 | 国民が国／地方の税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等 |
| | 災害防災分野 | 被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用 |
| <p>その他自治体条例で定める事務</p> <p>例えば、①住民票の交付事務ほか、②子どもの医療費助成関係事務、③ひとり親等の医療費助成関係事務、④高齢者の医療費助成関係事務、⑤就学援助関係事務 (小・中学校向け)、⑥幼稚園就園奨励費関係事務などの利用が想定される。</p> | | |

*国民全体に対する背番号(個人番号)での串刺し(紐づけ)は、現在、総計で29項目？

【表 6】政府のマイナンバー（PKI 式）官製デジタル ID の利用拡大方針



(5) 自治体における官製デジタル ID と民間デジタル ID の利用状況

- ・名古屋市を例にすると、2022 年 12 月末時点では、15 のウェブ (HP) アプリがある。
- ・これらのアプリには、官製デジタル ID (マイナ IC カード／PKI／公開鍵) は使われていない。これらのアプリは、民間 IT 企業が開発したアプリである。名古屋市が独自に開発したアプリではない。

- ・デジタル ID の技術仕様は、「ID + パスワード」である。
- ・顔認証情報 (顔パス) は使用していない。
- ・いくつかの民間デジタル ID 【ID + パスワード】利用のウェブ (HP) アプリとその利用状況を紹介すると、次のとおりである。

【表 7】名古屋市の民間デジタル ID 【ID + パスワード】利用のウェブ (HP) アプリの紹介

| 名称 | 所属 | 提供開始時期 | 総ダウンロード数 |
|-----------------|-------------|--------|----------|
| 名古屋市防災アプリ | 防災対策室 | H26.3 | 107,151 |
| 名古屋市防災ラジオアプリ | 防災対策室 | H30.8 | 28,263 |
| 行政情報アプリ「マチイロ」 | 市長室、広報課 | H30.8 | 5,579 |
| 地域SNSアプリ「ピアッツァ」 | スポーツ市民局 | R2.20 | 6,581 |
| 資源・ごみ分別アプリ | 環境局・作業課 | H27.7 | 235,667 |
| 敬老バス利用回数確認アプリ | 健康福祉局・高齢福祉課 | R4.2 | 3,168 |
| 市キャリアサポートアプリ | 子ども青少年局 | H27.1 | 5,505 |
| なごや子育てアプリ | 子ども青少年局 | H28.10 | 88,270 |
| 全国版救急受診アプリ | 消防局・救急課 | H29.3 | 総務省消防庁管理 |
| なごや乗換ナビ | 交通局・広報広聴課 | H28.1 | 114,420 |

(6) わが国のガラパゴス化した官製 IC カードを使ったデジタル ID 政策

- ・G7 諸国には、官製 IC カードがないと、主要な行政サービスをオンラインで受けられないような不便な国は、わが国以外にはない。
- ・電子政府のグランドデザインにおいては、デジタル行政サービスはスマホやタブレットのようなモバイル (移動) 端末フレンドリーなウェブサイト／HP でないといけないというのが基本ルール、世界の常識になっていることが無視されている。
- ・IC カードは、IC カードリーダーが必須になる。スマホのようなモバイル端末でオンライン行政サービスを受けようとする市民には、きわめて不便になる。
- ・官製 IC カードの取得を強要するデジタル化政策は明らかにガラパゴス化している。
- ・世界的にみると、わが国のように官製マイナ IC カードを取得しないと、オンラインで主要な行政サービスが受けられないようにしようとする政策は、時代遅れ、異様である。国民もマスメディア、市民団体も、官製経済のなかで活動してきたこともあり、この辺について十分理解ができていない。
- ・市場主義を基礎とする経済社会のなかでのデジタル ID のあり方、とりわけ民間デジタル ID の利活用が、データ監視をベースとした権威主義

国家にストップをかけるのに重要な役割を果たすことになることを、しっかりと理解しないといけない。

- 市民が、急激に進展するデジタル化 (DX) の大波のなかで、デジタル ID / デジタル本人確認とは、民主主義国家体制の維持には、どのような役割を果たすツール (道具) なのかを認識し

ないといけない。

- 市民のデジタル ID に対する知見が豊かでないと、今の政権で、官製のマイナカードに搭載されたデジタル ID を監視ツールに使い、現場を重視せず、権威主義国家づくりを強引に進めようとする参謀が率いている令和の悲惨なインパール作戦は、止められない、止まらない。

コラム マイナ保険証を使った監視網 / 自動徴兵制度の悪巧み

マイナ保険証は、国家が国民を監視するため、マイナ IC カードを全員に常時携帯させるシステムづくりが狙いである。誰も逃げられない健康保険証を、国民総背番号制度の核となる監視ツール (道具) に使う悪巧みである。列島ベースの監視ネットワーク、デジタルプラットフォーム、つまり「データ収容所列島化構想」である。

◆マイナ保険証を使った国民監視網づくり

マイナ保険証システムでは、監視ツールに、マイナンバーカードだけでなく、顔認証情報 (顔パス) も使う。つまり、マイナ保険証システムでは、保険医療機関や薬局などに設置された IC カード読み取り機を使い、顔認証データで本人確認、資格確認をする。言いかえると、監視ツールには、マイナ保険証だけではなく、顔認証データも使う。

●顔認証式マイナ保険証資格確認オンラインシステム / 「M システム」



(public use)

とにかく、昨今のマイナ保険証トラブルでは、現行保険証の廃止時期だけがクローズアップされる。その結果、生涯不変の顔認証情報の利用に伴う人権問題、さらには、健康・医療情報の政府による危険な使われ方などについては問題視されず、背後に追いやられてしまっている。わが国とは異なり、EU やアメリカでは、顔パスの利用を一番の問題にしている。

◆国民皆保険制度を餌食にした悪政

政府や今般のマイナインパール作戦の参謀は、「マイナカードパンデミック」拡散に、誰も逃げられない国民皆保険制度を餌食にすることにした。

政府は紙の保険証の「廃止」に先立って、まず保険医療機関と保険薬局をターゲットにした。2023 (令和 5) 年 4 月から保険医療機関・薬

局におけるシステム導入を義務化した。このために、療養担当規則を「改正」し、この規則に違反した保険医療機関を保険指定の取り消しにできるようにした。このシステム導入を拒んだ医療機関は、最悪の場合、保険指定取消しもあり得る。

ただ当初は、仮にすべての保険医療機関にシステムが導入されたとしても、国民は、現行の健康保険証が使用できなくなるわけではなかった。この段階では、あくまでも医療機関側に「マイナ保険証」に対応するよう求めるものであった。

しかし、政府は、マイナ IC カードを実質国民全員に持たせる政策に方向を転換した。23 年の通常国会で、健康保険法などを改正し、現行の保険証廃止を 2024 年秋に期限を定めた。その結果、国民はこれまでの健康保険証でも問題なく使い続けることができなくなった。これが昨今のマイナ保険証トラブル発生の根源である。

◆「M システム」で実質、常時、国民を位置情報 (GPS) 監視

マイナ保険証と顔認証情報とを使って保険証資格確認をするネットワークの仕組みは、国家による国民の顔認証データの集中監視につながる。データ監視国家の構想である。国中の路上に張り巡らされた N システム (自動車ナンバー自動読取システム) の医療分野版、いわばあらたな「M システム (medical surveillance system)」の創設と見てよい。

◆本人同意のない顔パス利用は人権侵害

国民が医療機関や薬局などを訪れることで、本人のはっきりした同意なしに生涯不変の生体情報 (顔面情報) の提供を強要されるのは、個人情報保護の基本原則とぶつかる。EU (欧州連合) をはじめとした民主主義国家では、センシティブ (機微) な生涯不変の生体データの利用を、人権保護の観点から厳しく制限する方向にある。アメリカでは、人種差別その他の人権侵害につながるとして、顔パスの自由な利用を禁止する方向にある。

わが国でマイナ保険証反対を叫ぶ諸団体も、あらたな M システム、顔認証ネットワークシステム / デジタルプラットフォームによる位置確認を可能にする危険なデータ収容所列島化構想を持つ人権侵害機能への訴えがいまだ弱い。

また、医療機関や薬局で収集・管理される顔認証情報がどのように扱われるのか、透明性、公開性が問われている。国中の医療機関や薬局に生体認証式監視カメラを設置しても、悪いことをしていなければ怖がることはないでは済まされないことである。やましいことをした人は、安心して医療機関で治療を受ける権利はないといった考えは危険だ。医療機関を治安機関に変身させるのは、権威主義国家の発想で、民主主義国家の発想ではない。

◆自動徴兵・赤紙発行システムに豹変も？

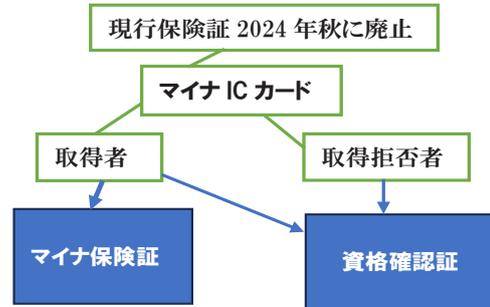
逃げられない国民皆保険制度を道具にしてマイナ保険証で収集・管理した国民の健康・医療情報は、国家が自動徴兵、赤紙発行にも悪用できる。平和憲法とぶつかることをしようとする政権が独り歩きし出すことが危惧される。

官製の IC カード・顔パスを核としたマイナ保険証ネットワークシステム (M システム) は、自動徴兵選別、赤紙自動交付システムにもなりかねない。私たち市民は、マイナ保険証の今後の危険な使われ方にも、もっと注視する必要がある。

◆国民の反乱に、プッシュ型「資格確認証」発行の愚策

現場を知らない参謀による無茶苦茶なマイナインパール作戦への国民の反乱は想定以上に強かった。岸田政権は、8月4日に、マイナ保険証トラ

ブル対応の懐柔策をアナウンスした。その骨子は、現行の健康保険証を計画どおり 2024 年秋までに廃止し、マイナ保険証にする愚策は堅持する。その一方で、資格確認証を最長 5 年間、プッシュ型 (個別申請なし) で交付する。マイナ保険証を持っていても、資格確認証も交付してもらえるというもの。



言い訳しないで、紙またはプラスチックカードの現行健康保険証を存続させることで一件落着にすれば、市民の反乱は消せる。にもかかわらず、その道を歩もうとしなかった。マイナ保険証一体化策を堅持したうえで、新たな血税の浪費につながる資格確認証の発行という愚策を選択した。

裏返せば、この政権には、国民の利便性や人権ファーストの認識はない。国民の支持もない無謀な令和のマイナインパール作戦*を継続する道を選んだ。

*インパール作戦とは、1944 年に、当時イギリスが支配していたインド東北部で、現場を知らない旧日本軍参謀による無謀な作戦で、3 万人もの大量の戦死者を出した世界でも名だたる負け戦。

2 アメリカのデジタル ID / 健康保険証はどうなっているのか？

・マスメディアなどから取材を受けると、よく聞かれるのは、アメリカの実情はどうかである。アメリカでも、健康保険証をなくしているのか？ 電子納税申告では、どのようなデジタル ID を使っているのか？ 官製のマイナ IC カードを使っているのか？ などである。そこで、以下にアメリカの実情についておおまかに紹介する。

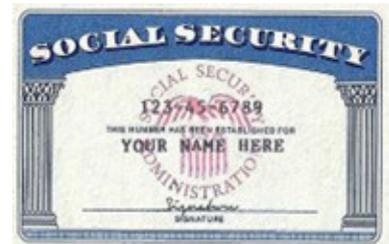
(1) アメリカの連邦でのリアル ID とデジタル ID / デジタル本人確認

・アメリカには、個人番号 (わが国のマイナンバーに相当) として、1935 年に導入されたアナログの社会保障番号 (SSN=Social Security

Number) がある。

- ・また、SSN を申請した人には、「紙」製の社会保障番号カード (SSN card) が発行されている。つまり、紙製の SSN の通知カードは、「リアル ID」(目に見える現実空間で使う ID)。
- ・ただ、SSN カードには、番号と氏名・署名しか載っていない。
- ・したがって、

【図表 8】紙製の SSN (社会保障番号) の通知カード サンプル



(public use)

種類以上の ID を提示する。

- ・つまり、なりすましを防ぐために、アメリカでは、現実空間（対面）での本人確認には、2 種類以上の ID で確認するのが常識。

(2) アメリカの健康保険証はどうなっているのか？

- ・アメリカ連邦の健康保険証（メディケア）は、プラスチック製カード。
- ・また、カード紛失したときに、なりすまし犯罪被害にあわないようにするために、SSN（共通番号）ではなく、健康保険用個別番号を使用。【以前は、SSN（共通番号）を表記】。
- ・新カードでは、署名表記も廃止。性別表記も廃止。

【表 9】 連邦の健康保険証は、プラスチック製カード、健康保険用個別番号を利用

(旧カード) (新カード)



- ・旧カード（左）では、性別／社会保障番号（SSN）を明記。新カード（右）では、性別表記および署名も廃止。社会保障番号（SSN）の表記に替え、健康保険用個別番号を使用。

(3) アメリカ連邦のオンライン行政で使われているデジタル ID とは

- ・アメリカでは、わが国のような官製マイナ IC カードに格納して使うデジタル ID 仕様を採用していない。
- ・ユーザー（市民）が、公的／行政サービスを遠隔（リモート）で受ける際に、IC カードリーダーが必要な方式は、モバイル端末ファースト、デジタルファーストの時代に似合わないからである。
- ・連邦行政におけるデジタル ID / デジタル本人確認には、「官製のデジタル ID」ではなく、民間企業の「ログイン ID + パスワード方式」を採用する。
- ・資本主義国家

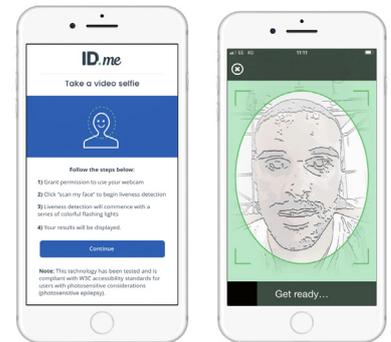
【図表 10】 ユーザー（市民）に、IC カードリーダーの利用を求めてはいけない



であり、民間活力ファーストのデジタル政策を採っているためである。

- ・「官製のデジタル ID の寡占化は、民業圧迫につながる」という考えが基礎にある。
- ・連邦課税庁（IRS）は、ID.me（アイデー・ドット・ミー）社の「ログイン ID + パスワード方式」（+顔認証データ）の方式を採用。
- ・使い方が分からないユーザー（納税者）には、チャットボット（対話アプリ）を活用。
- ・わが国の国税庁が個人所得稅の電子申告で採用する「ログイン ID + パスワード」方式と同じ。
- ・ちなみに、オンライン申請者が、ID.me のデジタル ID を使って IRS のウェブサイトにログインしたとする。この場合、ユーザー（市民／納税者）は、自分の個人情報のゆくえが心配になる。

【表 11】 ID.me 社アプリを使った自撮り撮影イメージ



(public use)

- ・ID.me 社のヘルプセンターおよび連邦課税庁（IRS）は、次のような個人データ消去方針を明らかにしている。
- ・ユーザー／申請者（市民／納税者）がログインの際に提出した各種自撮り写真／顔認証（顔パス）データは、ログインに成功してから 24 時間以内に、また、ビデオチャット動画データは、ログイン成功から 30 日以内に、消去される ([IRS - When will my selfie, video and biometric data be deleted? - ID.me Help Center](#))。

(4) 連邦課税庁（IRS）は、人権侵害批判を受けて、顔パス技術の利用を停止

- ・しかし、自撮りの顔認証データ（顔パス）の利用するのは、人種偏見につながるとして、連邦議会から厳しいクレームが出た ([GOP lawmakers move to stop IRS facial recognition technology | Accounting Today](#))。
- ・そこで、現在顔認証データの利用は無期限停止中 ([IRS to End Use of Facial Recognition Software ID.me to Access Tax Accounts - Bloomberg](#))。

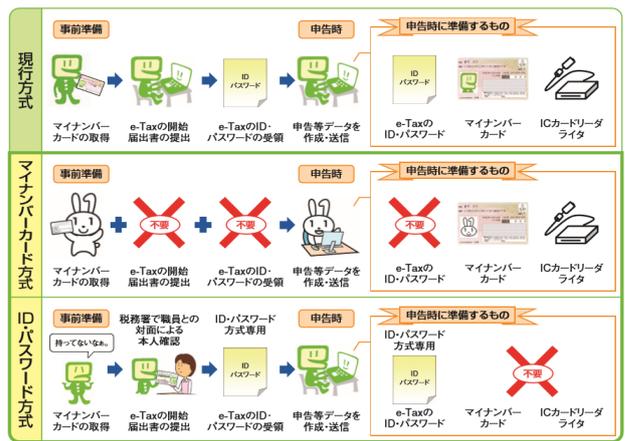
【表 12】 アメリカの民間の 2 大デジタル ID プロバイダーの素顔

| |
|---|
| <p>① ID.me / アイデー・ドット・ミー 【ID.me 社】</p> <p>ID.me の創設者、ブレイク・ホール (Blake Hall) CEO [最高経営責任者] は、米陸軍の元特殊部隊所属。特殊部隊で同僚だったマシュー・トンプソン (Matthew Thompson) と共同で、2010 年に、ID.me の前身であるトループスワップ (TroopSwap) 社を設立した。この会社は、除隊者向けの電子商取引 (EC) サイト。退役軍人であることを認証したユーザーに対し、提携業者が割引販売をするアフィリエイト・マーケティングを展開。その後、社名を ID.me に変更。政府・公共機関のウェブサイト (デジタルプラットフォーム/ポータルサイト) にオンラインでリモートアクセス/ログインする際のデジタル ID の開発、生体認証・動画チャット技術を活用した個人の本人認証 (authentication / authentic ID) に特化したサービスを展開。民間企業のウェブサイト幅広く利用されている Google やフェイスブックのワンクリック・ログインなどとは差別化。ID.me 社 [モバイル ID アプリ] のユーザー数は 3,900 万人で、ARR (年間経常収益) は 6,500 万ドルを超える。アメリカでもっとも注目されているユニコーン企業 [時価総額が 10 億ドル以上で、株式未公開 (未上場) のベンチャー企業] の 1 つである。PC よりスマホに特化した技術に強い。</p> |
| <p>② Login.Gov / ログイン・ドット・ガブ 【レキシスネキス (LexisNexis) 社】</p> <p>アメリカ大手 IT のレキシスネキス (LexisNexis) 社は、2017 年に、政府機関が立ち上げたウェブサイト (デジタルプラットフォーム/ポータルサイト) にオンラインでリモートアクセス/ログインする際のデジタル ID [モバイル ID アプリ] を開発、個人の本人認証事業を開始。連邦総務庁 (GSA=General Services Administration) は、2017 年 12 月に、政府/公共機関向けデジタル ID [モバイル ID アプリ] の開発・導入で、レキシスネキス (LexisNexis) 社を含む 2 つの IT 企業との間で、3400 万ドルの契約を交わした。レキシスネキス (LexisNexis) 社が開発した Login.Gov / ログイン・ドット・ガブ [モバイル ID アプリ] の方式は、アカウント ID + パスワード式 + 顔パス (顔認証)。政府のウェブサイト、ユーザーの氏名や電話番号、身分証明書の画像で本人のアカウントにログインするデザインである。スマホより PC に特化した技術に強い。</p> |

(5) わが国での所得税申告/申請でのデジタル ID の選択

・わが国の国税庁は、個人納税者 (所得税) の電子申告・電子申請で、官製マイナ IC カード格

【表 13】 所得税の電子申告では 2 つのデジタル ID の選択が可能



納の「公開鍵」方式のデジタル ID の利用を原則としている。ただし、特例として「ログイン ID + パスワード」方式の選択を可能としている。

- ・すなわち、納税者が望めば、特例として、ログイン ID + パスワード式のデジタル ID の利用が可能。例えば、アメリカでは、ID + パスワード方式。官製 IC カードとカードリーダーが必須の電子申告/電子申請など、納税者は絶対に「No ! (ノー)」である。
- ・いまや、スマホなどモバイル端末を核として電子政府 (e-Gov) をつくるのが世界の常識である。G 7 の諸国では、たぐみなデジタル ID の選択で、個人の電子申告に、官製 IC カードは使っていない。
- ・わが国のように、官製 IC カードがないとか行政庁のウェブ (HP) にアクセス/ログインし電子申告や主要な行政サービスの申請ができない方向を目指すのは、完全にガラパゴス化した政策である。デジタル化政策には完全に逆行している。

【表 14】 デジタル ID での日米の政治姿勢の格差

| |
|--|
| <p>【日本の電子政府モデル】</p> <p>国民をトータルにデータ監視するツールとして、官製のデジタル ID を、官民のウェブサイト (デジタルプラットフォーム) のアクセス/ログインにできるだけ幅広く使わせる。血税をジャブジャブ注ぎ込んで、国民全員の時代遅れのマイナ IC カードを持たせる。</p> |
| <p>【アメリカの電子政府モデル】</p> <p>連邦や諸州の行政のウェブサイト/HP (デジタルプラットフォーム) へのアクセス/ログインには、市場競争で磨かれた最良の民間のデジタル ID を使う。政府は、スマホ全盛時代でガラパゴス化した官製の IC カードを発行しない。血税のムダ遣いはやめる。</p> |

コラム

G7 諸国では官製 IC カードは使っていない。マイナカードは要らない

わが国のスマホ保有者の7割近くがアップル社製を使っている。アップル社製スマホには、マイナICカードからPKI（公開鍵／電子証明書）技術仕様のデジタルIDの読取・搭載ができる機能が備わっていないものが大半だ。

モバイル端末が大きく開花し、物理的なICカードは不要、ICカード機能はスマホに直接搭載する時代に入っている。マイナICカードは、明らかに時代遅れ、ガラパゴス化している。G7の諸国で、官製のICカードを発行し続けているのは日本だけだ。

アップル社のティム・クック CEO が来日、2022年12月16日に岸田首相を表敬訪問した。その際に、首相は、アップル社のスマホに、官製のマイナカードを搭載できるようにしてほしいと懇願した。しかし、CEOは即答を避けた。（<https://jp.reuters.com/article/kishida-apple-idJPKBN2T0059>）。

即答を避けた理由はさまざま考えられる。まず、アップル社は、自社が開発・販売するデジタルIDであるアップルウォレットがあり、アメリカの一部の州が採用している。当然、日本でも自社のデジタルIDを使って欲しい。とすれば、官製のマイナICカードに格納されたPKI（電子証明書）技術仕様のデジタルIDを、自社製のスマホに搭載する依頼をすんなりと受け入れる必要はない。

アメリカでは、連邦の省庁や州政府が、デジタルプラットフォーム（ウェブ）を使ってオンラインでさまざまな行政サービスを提供している。この場合、個人がウェブ／HPにログインする際に使うデジタルIDについては、連邦や州の行政当局はこの民間IT企業が開発・販売するデジタルIDを使おうと自由である。市場主義が徹底されているからだ。

ところが、わが国では、総務省が官製のマイナカードに入ったPKI（公開鍵／電子証明書）技術仕様のデジタルIDの利用を強制する。この官製のデジタルIDの利用をさらに広げようと画策している。

2020年9月に、東京都渋谷区は、住民票のオンライン申請システム（<https://app.box.com/s/z9uc3ezb7d2htz2vwm7e3yio04buog0f>）に、民間IT企業（Bot Express社）が開発した個人用デジタルIDを採用することを決めた。この民間デ

ジタルIDは、SNSのライン（LINE）、「ログインID＋パスワード＋顔認証」の技術仕様を使うものである。官製のマイナカード（PKI（公開鍵）技術仕様）は使わない。ところが、同区がその申請システムの利用を開始しようとしたところ、その寸前に、総務省が強引に待ったをかけた（https://www.soumu.go.jp/main_content/000681028.pdf）。しまいには、法令改正をし、渋谷区が民間スタートアップ企業とタッグを組んで始めた創意に富んだオンライン申請システムを潰してしまった。企業側は司法に訴えた（<https://app.box.com/s/hbcw665urwsaas3w6wr582j08e56ema7>）。しかし、行政追従の消極司法は、企業側の訴えを認めず、現状追認の判断で国側に軍配を上げた（東京地判令和4年12月8日判決・東京地判令和2年（行ウ）第344号）。

国・総務省のやり方、それを追認する司法は、権威主義国家のイメージそのものである。市場主義、民主主義の価値観にそぐわないやり方である。もちろん「名ばかり地方自治で当り前」の姿勢でバツコする国の役人に、交付税で首根っこをつかまれ、国の言いなりの数多くのひ弱な自治体の側にも問題はあ

わが国では、時代遅れのマイナカードに搭載された官製のデジタルIDがバツコする。玉突きで、民間の創意で開発・販売される使い勝手のよいデジタルIDは市場から締め出される。デジタルIDは市場競争で磨かれる機会も失っている。こうした悪戯な日本の政府の姿勢には同調できない。こんなところにも、アップル社のCEOが明確な回答を避けたヒントがあるのではない

そもそも、アップル社のスマホに、官製のマイナカードを搭載できるようにしてほしいと懇願する方がおかしい。本末転倒である。G7の他の諸国のように、マイナICカードの発行を止めて、はじめからスマホ搭載を原則とすれば、それで済むはずである。そして、スマホをもっていない人に、紙の通知カードを発行することで解決するはずである。もう、時代遅れのゾンビ化した背番号ICカードの特需で潤う業界益を優先させて、巨額な血税を無駄遣いするはいい加減にしないとイケない。

4 税務のデジタル化と憲法25条の生存権

- ・住民票の写しが欲しいとする。以前は市町村役場に出かけて行って対面（リアル）で申請する、あるいは郵送で申請するしかなかった。しかし、デジタルシフト（デジタル化）が急激に進み、今日

- では、インターネットを使いパソコン（PC）ないしスマホなどから市町村のウェブサイト／HPにログイン／アクセスし、オンライン申請ができる。
- ・ところが、オンライン申請には、官製のマイナカードに搭載されたデジタルID（PKI／公開鍵／電子証明書）しか使えない。

- ・一方、電気やガス、自治体の上下水道代その他の公共料金の支払／銀行口座引落領収書、クレジットカードの利用額明細書なども、以前は紙／文書で通知を受けていた。しかし、今日では、デジタル／ネットでの通知・閲覧が当たり前になってきている。こちらは、電力会社や市の水道局のウェブサイト／HP にアクセス／ログインする際に、民間のデジタル ID が使える。
- ・それでは、国税では所得税の電子申告ではどうだろうか？ ① ログイン ID + パスワード方式でも、② 官製マイナンバーカード（公開鍵／電子証明書）方式でもできる。
- ・ということは、①、②、どちらのデジタル ID を使っても、データセキュリティ（安全）上は、差ほど違いがないということだ。
- ・にもかかわらず、主要な行政サービスのオンライン／デジタル申請では、② 官製マイナンバーカードでしかできない。官製マイナカード（官製デジタル ID）を持たない市民は、申請すらできない。もちろんサービスには到達できない。これは「差別」である。憲法 14 条に盛り込まれた「法の下での平等」とぶつかるのではないかな？
- ・また、デジタルデバインド（情報技術格差）、つまりスマホもパソコン（PC）も持たない人が、行政サービスで差別されるのも問題である。加えて、官製のマイナ IC カード（マイナ健康保険証）を持たない人、紛失した人は、公的保険医療を受けられない、あるいは全額負担というのも人権侵害／生存権侵害である。
- ・総務省のキャッチは、「誰一人取り残さない」デジタル化の推進である。
- ・一方、憲法 25 条は「すべての国民は最低で文化的な生活を営む権利を有する」と定める。「すべて」ということは、憲法は、政府に対して、デジタル化について行けない零細事業者や税理士などの生存権保障をするように求めている、と解することもできる。
- ・政府が、税務のデジタル化をあまりにも性急に進め、デジタルに弱い零細事業者や生活者などを取り残すのは生存権侵害につながる。
- ・役人や政治家は、常に、憲法 14 条に加え、憲法 25 条を唱和し、実践しないとイケない。総務省のキャッチは、あくまで「すべての国民・納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる。」と解することができる。

5 デジタル ID を取り巻く諸課題とは

- ・わが国では、国の役人が主導して、国民をリアル（対面／目視）とデジタル（非対面）双方で監視できる包括的（オムニバス）なツールである官製マイナ IC カードの取得を強要している。
- ・しかし、「リアル ID」や「デジタル ID」の意味などそっちのけ、まともな説明をしない。結果、国民のなかではまともな議論ができていない。マスメディアもまともな議論ができていないことでは同じである。
- ・デジタル ID を取り巻く課題はさまざまである。おおまかにまとめてチャートにして見ると、次のとおりである。

【表 15】 デジタル ID を取り巻く諸課題



- ・⑦ 第三者への自己データ提供の自己コントロール権（right of digital self-determination）について、具体的に点検してみたい。
- ・例えば、酒を買うのには必要な本人確認情報は、顔写真と生年月日だけでよい。この場合、リアルの本人確認において、官製のマイナンバー IC カードを使うと、カード面に記載されたあらゆる情報が露呈する。
- ・やはり、本人確認情報はスマホに格納し、本人が操作し、必要な情報のみを相手方に見せられるようにしないとイケない。
- ・つまり、ユーザー（市民／納税者）は、取引相手方に提供するデータを自己コントロールでき

る権利 (right of digital self-determination) を保障されないといけない。

- ・保証レベル、必要な範囲とは無関係に、または、ユーザーの意思とは無関係に、本人確認に、官製のマイナ IC カードの利用／提示を求めるのは権利侵害につながりかねない。
- ・にもかかわらず、闇雲に、政府が、官製のマイナ IC カードやアプリを使ったデジタル ID の「法令等で本人確認について定めのあるサービス」の拡大や、「法令等で本人確認について定めのないサービス」分野への自由な利用は、監視国家化や民業圧迫が危惧されることから、認めてはならない。
- ・ところが、役所付度で棚ぼた利益を得ている IT 企業は、「国民の人権を餌食にして利益を得るのは当たり前」の姿勢である。「人権エコシステム」が確保されているかどうかなどお構いなしである。
- ・デジタル庁やマイナ IC カードの発行元 J-LIS / ジェーリス (地方公共団体情報システム機構) にいたっては、官製のマイナ IC カード / デジタル ID の民間での使い途を公募したりしている。つまり、「法令等で本人確認について定めのないサービス」分野への官製デジタル ID の自由な利用の拡大に本腰を入れ始めている。
- ・この人権感覚ゼロの乗りは、この国をますます権威主義国家の道に導きかねず、極めて危険である。
- ・改めてマイナンバー、マイナンバー IC カード、官製のデジタル ID の危険な使われ方に「No : ノー」を突きつけたいといけない。

◆むすびにかえて～なぜわが国ではデジタル化に逆行の官製 IC カードなのか？

- ・モバイル端末 (スマホ) 全盛の時代である。官製の IC カード発行自体がガラパゴス化して愚策である。他の先進諸国では、デジタル化に逆行する官製の物理的な IC カードは発行していない。スマホに直接搭載する。それで、血税の無駄遣いを避けている。ところが、わが国では、それができない。血税の垂流しを続け、デジタル化時代に逆行する官製の IC カードを発行し続けている。なぜなのだろうか？
- ・「官が発行したリアル物の通行手形で関所を設けて監視する仕組み」が「日本モデル」だと曲解し、政治家やマスメディアなども含め、この国全体が集団的ノイローゼにかかっているのではないかと言いかえると、「リアルでも、デジタルでも、官が国民の ID を支配するのが正しい」とする

マインドコントロールが解けてないからではないか？もう少し柔軟に言うと、官も民も、「国民をやめたり、死んだりしたら、官製の ID を国に返してもらうのが正論」という考え方を共有しているのではないかと？

- ・とりわけ官の側に、「スマホに官製のデジタル ID を搭載させたら、返納させるのは一苦労」という認識があるのかもしれない？
- ・加えて、「信頼できない政府が発行した官製の国民背番号データ (マイナ IC カードデータ) を自分のスマホに搭載するなどとんでもない！」で、歓迎する市民はあまりいないからではないか？「紙万歳」の信仰を続けている市民はなおさらであろう。つまり「スマホで電子政府が世界標準」についていけないデジタルデバインド (情報技術格差) のある市民も少なくないということだ。「スマホネイティブ」、「デジタルネイティブ」が人口の大勢になるまで、流れは変わらないかも知れない。
- ・市民一人ひとりが「内なる役所社会主義」とどう闘うかが問われる。目の前にぶら下がった禁断の人参 (ポイント) を食べずに、ジッとお座りしてられない市民が多かった。兆単位の血税が垂れ流しにされ、市民がそれに群がったのも、現実である。

マイナンバー IC カードに搭載された官製デジタル ID (公開鍵 / 電子証明書 / PYI) の利用拡大は、権威主義国家の考え方で、民主主義、自由・人権にとり危険である。

仮に官製デジタル ID (公開鍵 / 電子証明書) が要るとしても、IC カードではなく、スマホに直接搭載する時代である。官製の物理的なマイナ IC カードは、時代遅れの遺物である。最適な民間デジタル ID を使えば、血税浪費防止につながる。

民間のデジタル ID よりも、官製デジタル ID (マイナ IC カード) で整然と管理された社会が大好きだ。NHK の方が、民放よりはかなり公正な報道をしていると思うのと同じ？民間のウェブサイト (HP) へのログインにも広く、官製デジタル ID を使うべきだ。悪いこととしてなければ、データ監視など怖くないはずだ。

アメリカのような官民すべてのセクターのウェブサイト (HP) へのログインに民間デジタル ID を使うのは、行き過ぎた市場主義、新自由主義の考え方だ。行政のウェブサイト (HP) へのログインには、公的基盤としての官製デジタル ID (マイナ IC カード) を使ってしっかりと管理すべきだ。

Q & A 「デジタル刑事法学／ローテック (LawTech)」 デジタル空間での罪刑法定主義、人権③

— デジタル刑事法の市民目線での監視のあり方 —

コメンテーター 清水晴生 (白鷗大学教授)

【内容目次】

- Q1 デジタル空間と刑事法
 Q1-1 デジタル空間と刑法
 Q1-2 デジタル空間と特別刑法
 Q1-3 デジタル空間と刑訴法(以上、113号)
 Q1-4 デジタル空間と少年法との関わりは？
- Q2 デジタル空間と刑事法学
- Q3 デジタル空間と罪刑法定主義
- Q4 デジタル空間と罪刑法定主義の応用
(以上、114号)
- Q5 デジタル空間と刑事人権
 Q5-1 デジタル空間と捜査・弁護
 Q5-2 デジタル空間と手続の適正さ
 Q5-3 デジタル空間と令状(以上、本号)
 Q5-4 デジタル空間と弁護人の接見
 Q5-5 デジタル空間と過酷な取調べ
 Q5-6 デジタル空間と法廷
 Q5-7 デジタル空間と裁判員裁判
 Q5-8 デジタル空間と証人尋問
- Q6 デジタル空間と少年法改正

Q5 デジタル空間と刑事人権の関わりは？

A 今度はデジタル空間のからむ事件の捜査や刑事裁判と、そこで保障されるべき刑事人権(身体的自由権)について見ていきます。

デジタル空間での犯罪が、物理的な障害、移動のための距離や時間、いわば空間そのものを取り払ったように、デジタル技術は物理的な距離感を短縮することのできる技術です。

一方で同じ技術は、物そのものを移動させるのではなく情報だけを電子信号で送受信することで物理的距離を超えるように見えて、じつは情報をひたすら複製して、価値的のみならず質的にも全く同じものを遠距離の相手に渡しています。そしてそれはいくつものサーバーコンピューターを経由する際にも、情報のデータを残していきます。そこには多くのプライバシー情報が含まれる

ことも少なくありませんし、他の情報と総合することで情報としての価値が高まることもあります。

以上のようなデジタル空間での情報通信・コミュニケーションの特徴が、一方で刑事裁判や捜査の物理的障害を取り払う

可能性を持ちながらも、他方では容易にプライバシー情報を収集できてしまうような、監視国家の足掛かりをも提供してしまうのです。

法的なハードルを設けなければ、捜査機関はその行動原理を無限に発揮して、市民のすべての情報を集めかねません。そうした捜査情報の氾濫は、一見捜査を精密なものにしてくれそうに思えますが、実際には予断に基づく見込み捜査を誘発させやすいものです。まっさらな視線で事実を見ることなしには、むしろ真実を見失い、真犯人を見逃すことにつながります。そうしたバイアスのかかった捜査で集められた証拠に基づく刑事裁判も、同じ弊に陥るでしょう。人間が過去の出来事を知るには限界があります。ですから、証拠収集能力に乏しい被告人サイドが、疑いを晴らす証拠を集められなければ、偏った証拠によって誤って有罪とされる可能性は決して小さいものではありません。裁判官は神様ではありませんから、真実を見通す特別な能力を持っているわけではありません。偏った証拠からでも真実を見抜いてくれるならどんな捜査でもよいでしょうが、実際にはそんな裁判官はいません。裁判官は法廷に持ち込まれた証拠によってしか事実認定をすることが許されていません。つまり誤った証拠しかなければ、裁



判官がそれをおかしいと気づかない限り、事実は身に覚えのないことでも有罪とされることが普通にありうるのです。裁判で認定される「事実」や「真実」とは、歴史的事実のことではありません。法的な裁判手続に則って認定された内容・ストーリーであるにすぎないのです。

デジタル空間における、デジタル技術の介在する捜査や刑事裁判の手続について、以下で個別に見ていきましょう。

Q5-1 デジタル空間と捜査・弁護との関わりは？

A 刑事裁判の手続は事件の捜査から始まります（その意味で、事件も起きていないのに監視カメラを作動させているNシステムは法律違反としか思えないわけですが）。

上述したように、デジタル空間には事件の手がかりが多数残されています。

共犯者同士で犯行を打ち合わせたり、犯行後には分け前や口裏合わせをするためのメールやSNS上のメッセージのやりとり。薬物の売人と買い手とのメールのやりとり。薬物や爆発物の入手先や製造方法を検索した履歴のデータやサイトへのアクセス記録。買い物した際や移動をした際にカードを利用したことで記録された、いつどこで何を買い、どこに行ったかを示す行動履歴のデータ。

何を買ったかやどこに行ったかによっては、何を計画していたかや、誰と会ったかも推測できます。つまりは時間と場所と行動とが全て記録され、データとして残っています。そしてそのデータは、裁判官の正式な令状がなくても、捜査関係事項照会という任意捜査によって、捜査機関は容易に入手できてしまいます。

捜査関係事項照会は、もともと公務所への照会を認める規定でしたが、現在は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」（刑訴法197条2項）として、「私の団体」が含まれ、これが多用・濫用されています。

しかしデジタル空間が介在する「私の団体」保有データは、すでにその団体が自由に処分できるような性格を超えたものです。上にあげたように、個人の行動・生活の全てを明らかにするような、もはや断片的ともいえない継続的・網羅的なプライバシー情報と化しています。こ

れをたまたま保有している団体が、捜査機関の照会に応じて手渡すかどうかを自由に判断できるというのは、プライバシー保護の法的な要請に明らかに反しています。

令状を前提としない任意捜査としてのGPS捜査を憲法35条違反だと判断した最高裁判例（最高裁大法廷平成29年3月15日判決）の趣旨に照らすと、GPS端末を知らないうちに取り付けて膨大な移動履歴を継続的・網羅的に把握する捜査と同じように、長期間にわたって個人の行動履歴を蓄積した、インターネット上のプロバイダーや携帯基地局のデータもまた、その取得を可能とする法律の規定や、法律に基づいて発付される令状なしに入手してしまうことは、重大なプライバシー侵害にあたり、憲法35条違反だというべきです。

こうした法律上の根拠のない捜査の問題はこれにとどまらず、その捜査がどの範囲まで許されるかの限定がないということも指摘しなければなりません。というのも特にデジタル空間は、いわばネットワークによって全てがつながっており、しかも物理的な障害なしに、手元の端末の操作によってどこまでもデータを探索（リモートアクセス捜査）できてしまいます。

憲法 35 条 1 項

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

刑訴法 219 条

1 項 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、搜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

2 項 前条第2項の場合には、同条の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

憲法も刑事訴訟法も涉猟的な搜索をさせないために、その範囲を明確にした令状に基づいて搜索しなければならぬと定めています。

つまり法律や令状による規制がなければ、こうした搜索の範囲の限定がまったく効かず、とにかく情報を掻き集めるような涉猟的な搜索ができてしまいます。捜査関係事項照会による情報の掻き集めが、憲法 35 条や刑訴法 219 条の趣旨に反したものであることはお分かりになるでしょう。

家宅内の搜索に関しては、本来的に任意の同意というものが考えにくいために、たとえ同意を得られる場合であっても、令状によらなければ行うことができないと理解されています。まして捜査関係事項照会によって得られる蓄積された膨大な量のプライバシー・データに関しては、その本来のプライバシーの主体による同意を一切得ることなしに、それを保有しているサービス提供事業者の勝手な判断によって捜査機関に入手されてしまうのです。

デジタル空間における操作はリアル空間におけるそれとは質的に異なるということを前提とした、本質に即した法規制が必要です。

A また他方で、デジタル空間と捜査弁護との関係はどうでしょうか。

弁護人の仕事はすでに捜査段階から始まっています。逮捕されてもそれを継続させないために、検察官や裁判官と交渉する役割から、起訴させないための活動まで、なんととっても起訴されれば有罪率 99.9% が待っていますから、むしろ起訴前弁護こそが勝負どころなわけです。

そのためには様々な関係者、依頼人である被疑者（容疑者）の家族から、被害者、現場にいた人や事件を目撃した人、捜査関係者や訴訟関係者まで、多くの人と会って協力を求めたり、情報を集めたりしなければなりません。これらの活動をデジタル空間を通してできれば、その時間と移動の手間とが部分的に解消される余地があります。ただしやはり気持ちを示して相手の協力を得るという役割上、直接会うことが必要な仕事も多そうです。

事件に関連する多くの証拠・手がかりは、ほとんどの場合捜査関係者に持ち去られてしまっていて、残されたものはわずかです。しかし当事者である被疑者からくり返し話を聞き、その

家族とも関わる中で、その残された手がかりの中から有利な何かを見つけられるかもしれません。現代においてその何かもまた、きっとデジタル空間のどこかに残されているかもしれません。そしてそれは場合によっては、リアル空間の証拠物とは異なり、捜査機関が押収してしまえばもう手を出せないということにはならない可能性もあります。

Q5-2 デジタル空間と手続の適正さの関わりは？

A 憲法 31 条が法定手続を保障しているというとき、その法定手続の内容の適正さも保障されていると考えることができます。犯罪がデジタル空間で行われるようになると、その証拠を求めて捜査もまたデジタル空間で行うことが必要になってきました。

その動きは世界的なものです。しかし捜査権が各国の国境までしか及ばないのに対して、デジタル空間は越境的に利用することができてしまいます。そのために作られたサイバー犯罪条約を受けて、国内の刑訴法にもデジタル空間での捜査のための条文が置かれました。

共犯者間や、加害者・被害者間でのメールのやりとりなどが容疑者のスマホやパソコンに残っている場合、それらを押収して調べることができますが、捜査を想定して注意深く消去している場合にはこれできません。しかしそれらのメールがサーバー・コンピューターには残っている場合があります。本来はそのサーバーの所在場所まで行って、再度搜索・押収をすればよいのですが、その一人のメールを押収するために、プロバイダー等のサーバー・コンピューターをまるごと押収してしまうのでは影響が大きすぎます。一方で押収したパソコンからアクセスする方がずっと簡単です。こうしたことを可能にしたのが、令状に基づく強制搜索としての、リモートアクセスによる搜索です（刑訴法 218 条 2 項）。同様の規定は国税通則法 132 条 2 項にもあります。

押収されたパソコンの持ち主とサーバー・コンピューターの所有者とは全く別の人ですから、1 通の令状で捜査できてしまうというのはむしろおかしな話で、パソコンから繋がるすべてのコンピューターを捜査できることにもなりかねません。先に挙げた憲法 35 条 1 項が「捜

刑訴法 218 条

2項 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複製した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

索する場所及び押収する物を明示する令状」が必要だとしていたように、1通あればいくらでも使い回せる万能な令状では、裁判官がその捜査の必要性和範囲とをチェックして発付するという令状を前提とする意味が失われます。

ただし先に触れたように、捜査権は国境を越えるものではありません。それは各国の主権を脅かし、侵すことにもなりかねません。ですからリモートアクセス捜索といっても、それは国内どまりのはずで、政府も裁判所もそのように理解していました。

しかし最高裁はこの解釈を覆しました（最決令和3年2月1日）。しかもかなり脱法的になされた捜査を黙認するような判断を示す中で、本来法律でその内容や限界が定められていなければならない強制捜査について、解釈によってその範囲を拡大するという、憲法31条の適正手続保障にもとる判断をしました。

このようにデジタル空間における捜査は、法律上の根拠なしに拡張される危険性を持っていることに注意が必要です。例えばある家の捜索ということであれば、その一つの家を認識することは容易でした。しかしデジタル空間はネットワークでつながれていることで、その限界が曖昧です。しかもその捜査の対象は全て「データ」という一種類のもので、もともとの捜査の対象は、例えば薬物であったり、メモであったり、凶器であったりと、物理的に区別可能で、令状によって許される捜査対象としても区別されて指定されていました。

しかしデジタル空間での捜査の対象はすべてが「データ」ですから、打ち合わせ内容のメールも、サイトの閲覧履歴も、わいせつ画像も、みな記録メディアの中のデータでしかありません。ですからそのうちのどれかを押収するに

ても、それだけをすぐに取り分けられるわけではなく、データの中からそれを探し出して見つけなければなりません。そのためには、指定された特定のものだけが捜査の対象となるのではなく、ま

るごと持ち帰ってから調べ直すということになります。サーバーコンピュータを全部持ち帰る必要はなくなりましたが、そのアカウントから接続できる範囲のデータは、私的な内容のものであろうと、犯罪と何ら関係なからうと、網羅的・渉猟的に押収してしまうのです。

そしてこうした捜査は、今までの捜査のように必ず容疑者の家まで行って行う必要がありません。すでに押収したスマホやパソコンは捜査機関の手中にあります。広範囲に行える捜査が、捜査機関の建物の中からできてしまうことになります。

デジタル空間の時空を飛び越える性質は捜査をやりやすくし、それを拡大させやすい性格も持っています。そこで容易に収集される蓄積されたデータはプライバシーに関わることが少なくないのです。憲法35条は決して犯罪捜査が必要だけ行われてよいというのではなく、それがプライバシーを尊重・保護することを求めています。リモートアクセスによる捜査には、未だ十分な法規制があるとはいえ、またその内容に関して十分な透明性が確保されているともいえないように思います。

A ほかに通信データを差し押さえる前提として、通信履歴を保全するように任意捜査として要請ができるという規定もあります。これも国税通則法134条に同趣旨の規定があります。

このような権力的な関わり方を任意捜査だと考える当局者の感覚自体に恐ろしさを感じます。しかも、任意捜査とは本来同意に基づいて行われるものですが、保全要請を受けるのは例えばプロバイダーであって、保全されるメールやサイトの利用者本人ではないのです。

このように利用者本人の知らないままに、別の人の管理する場所に蓄積されるデータがプライバシーへの配慮を無視して捜査対象とされる



残念なことだけど裁判官はデジタル空間に特に精通してるわけではない。検察官にいわれるまま、リアルな発想をそのままあてはめてる。空間的限界がない以上、捜査も無限定になりうる

刑訴法 218 条

このような権力的な関わり方を任意捜査だと考える当局者の感覚自体に恐ろしさを感じます。しかも、任意捜査とは本来同意に基づいて行われるものですが、保全要請を受けるのは例えばプロバイダーであって、保全されるメールやサイトの利用者本人ではないのです。

このように利用者本人の知らないままに、別の人の管理する場所に蓄積されるデータがプライバシーへの配慮を無視して捜査対象とされるとというのが、デジタル空間における捜査の典型的な問題点です。利用者はそれらのデータについて、何らプライバシーの保障を放棄しているわけではありません。むしろプライバシーの保障を要求する正当な権利を持っています。

これを裁判官の事前のチェックに基づく令状さえなしに、捜査機関が必要であれば知らないうちに押収されるのを前提に蓄積されていってしまうとは、もはやプライバシー情報を捜査機関はほしいままに集められるということです。

このようにデジタル空間での捜査の適正に関しては、①十分な法的根拠もなく、②必要なプライバシー保護を欠き、③透明性・情報開示も当事者への説明責任も全く保障されていない、非常に危険な状況にあります。こうした状況は今後もさらに、デジタル空間における脱法的な捜査の誘因になっていくだろうと思います。

というのが、デジタル空間における捜査の典型的な問題点です。利用者はそれらのデータについて、何らプライバシーの保障を放棄しているわけではありません。むしろプライバシーの保障を要求する正当な権利を持っています。

これを裁判官の事前のチェックに基づく令状さえなしに、捜査機関が必要であれば知らないうちに押収されるのを前提に蓄積されていってしまうとは、もはやプライバシー情報を捜査機関はほしいままに集められるということです。

このようにデジタル空間での捜査の適正に関しては、①十分な法的根拠もなく、②必要なプライバシー保護を欠き、③透明性・情報開示も当事者への説明責任も全く保障されていない、非常に危険な状況にあります。こうした状況は今後もさらに、デジタル空間における脱法的な捜査の誘因になっていくだろうと思います。

Q5-3 デジタル空間と令状の関わりは？

A 逮捕状や搜索許可状のような令状とは、裁判官が捜査機関に強制的な捜査を許すお墨付きを与えるようなものです。逆にいえば令状がない

限り、どんなに捜査の必要性が差し迫ったものでも強制捜査は許されないということです。

裁判所のこの令状を出すかどうかの審査を令状審査といいます。そこでのチェックは非常にゆるいものだといわれています。つまり令状請求が認められないということがほとんどないのです。

確かに裁判所は捜査の進展具合を把握していません。その令状が本当に必要かどうかを、捜査機関の申告内容から判断しなければなりません。熱心な弁護士であれば、捜査に応じている容疑者に対して令状は必要ないといった働きかけや情報提供をしましょう。しかし裁判官はそれで容疑者が逃げたり、証拠隠滅をされても責任を負い切れないと考えるのです。本当はその責任を負っているのは捜査機関です。裁判官に令状が必要だと思わせなかったなら、その責任は捜査機関にあるはず。いずれにせよ裁判官は公判段階で真実を明らかにすれば足りると思っているのでしょう。ですから強制捜査の必要性は必ずしも十分に吟味されないまま、捜査機関の欲しいままに発付されているのが実情とあってよいでしょう。

先に述べたとおり、特にデジタル空間でのリモート捜査は、権利者に対する令状の呈示など、適正手続を保障する仕組みに乏しいものです。本来そこで図られるべきプライバシー保護を裁判官は令

状審査において考慮すべきですが、法律上保障する枠組にもなっていないので、これを期待することはできません。そもそも捜査段階では、捜査を規制する仕組みに乏しいのです。

A デジタル技術による GPS 捜査は憲法違反と判断されましたが、裁判の始まった被告人を保釈する条件として GPS 端末を装着させるという案が現実味を帯びている段階です。

「人質司法」との悪名の高さは国際的に知れ渡っているところですので、保釈を増やしたいという意向と、捜査機関側の反対とのせめぎあいでしょうが、簡単に破壊できてしまう GPS を付けたところで、逃亡のおそれなくなるとも思えません。そもそも具体的な事情を考慮せ



ず、抽象的な理由だけで長期の勾留を認めてきた慣例が、裁判官と捜査機関の身に沁みすぎているだけのことです。だから何かしら責任を押し付けるものがほしいようにしか思えません。GPSを付けたのだから、逃げられても保釈を認めた側に責任はないのだと。

GPS 端末をつけるといっても、一体その情報やデータを、どこでどう管理し、それをどのように監督して、その情報をどのように処理するのか。そういった仕組みの透明性が完全に図られないことには、GPS 端末の装着は単なる裁判前の保護観察のようになってしまいます。捜査機関や裁判所に認められているのは、証拠隠滅と逃亡の防止だけです。そしてそれが100%図られない限りは保釈できないとするのでは、判決前の措置としてはあまりにもバランスを失っています。被告人は未だ有罪と決まったわけで

はないのです。身体的自由の侵害は、憲法上の権利侵害の中でも最も強力なものですから、それは必要最小限度でなければなりません。

証拠隠滅や逃亡の防止なら、証拠を隠滅するのにふさわしい場所（例えば証人等が住む地域）や逃亡のための場所（駅や空港など）への出入りや関係者への連絡・接触の情報を捜査機関が把握する手立てを講じておけば足りるはずで、そしてそのことを警告しておくことで十分です。

GPS 保釈はGPS 捜査同様に、あまりにも被告人のプライベートも含めた生活全般を継続的・網羅的に把握し過ぎるものです。保釈というのは裁判が始まったあと、つまり捜査が終わって起訴が済んでから認められるものです。今更可能な証拠隠滅など、ごく限られているのです。（次号に続く）

読者からの投稿

デジタル化で追いやられる零細事業者や高齢税理士の生存権

税 理士として、零細中小業者と常日ごろ接しています。

零細業者は、商売の継続、税金・社会保険の負担や処理事務に悩んでいます。インボイス制度に代わると、消費税事務は煩雑を極めます。

免税事業者の数はおおよそ480万者います。そのうち「事業者-消費者間」取引がおおむね6割です。そうではない「事業者-事業者間」取引をする免税事業者で、課税事業者選択の対象となるのは約161万者です。こうした人たちが、簡易課税を選択せず、正確を期して区分作業をやると、その3倍の区分、つまり80の3倍、240項目ぐらいの煩雑な税務事務をしないといけなくなります。商売どころではなくなるわけです。政府は、インボイス制度実施間際になって、激変緩和措置のような目潰しをくらわすわけです。消費税の税務は、もう、錯乱状態です。

こんな錯乱状態をつくり出した張本人の財務省幹部は、「しばらくは厳しい税務調査をしない?」とか、わけのわからない発言をしています。相変

わらず、責任は取らない役人根性丸出しです。

ところが、現実の政治はどうでしょうか? マイナポイントでは1兆8千億円を超える血税の無駄づかいです。消費税へのインボイス制度導入で零細事業者への恒久増税は当面の態度です。福島では、漁業者の声を無視し、逆なですのような、「危ない水」の海への垂流しです。国中あちこちで危ない原発の再稼働です。旧統一教会問題ではほとぼり冷めるのを待ち逃げ切ろうとする態度です。政治家の血税使い放題の外遊ならぬ「観光旅行」「家族旅行」も、「ヒドい!」の一言です。

血税使い放題の政治家・役人たちやシケタ選挙の政治屋だらけです。「国民は知らなくていいんだ!」という不透明な政治、利権・ブラックが当面の構造です。

ジェンダーバランスが大事ということで、閣僚への女性の積極的登用は歓迎すべきです。しかし、頭数を揃えたり、増やしたりするだけではダメです。QC [質] を問わないといけません。それができていないとすれば、失政です。労働界のトッ

ブが女性であることには違和感がありません。しかし、ブレすぎると、大丈夫なのかな？と感じてしまいます。

政府・財務省のお抱え運転手のような政府税制調査会は「サラリーマン増税」を言い出しました。まさに「ザルに水を灌ぐ」論法です。こうした人たちは、「納税者は義務主体」の信仰でマインドコントロールされ、「納税者を権利主体と見る思考回路がない」のです。「有識者」と呼ばれ、「ザルに水を灌ぐ」悪政を下支えする柱になっています。

日税連は、納税者や税理士の権利を護ろうとする姿勢をなくしています。電子帳簿保存法やペポル式デジタルインボイスなどは、とりわけ零細な事業をやっている納税者には過酷なものです。昨今、若手の税理士は「社会公共的使命」よりビジネス・金儲け優先傾向です。会員は残像だが高齢化もあり、会務の担い手も細っています。

「IT化に対応できなければ生き残れない税理士」「Chat GPTで税務相談もできてしまい、無償独占も形骸化」と専門家から警鐘もあります。

酷暑も一段落、「マイナ保険証」の記事はめっきり減り、秋風が吹いています。その合間を縫って、あちらこちらで市民にマイナカードを使わせるいびつで強引な行政が進行中です。民間利用も広がってきています。JRは、こそこそと「障害者割引にはマイナカード必須」を言いだしました。マイナカードの民間利用拡大準備が着々と進んでいるわけです。そのうち、通学・通勤定期の購入にもマイナカードを出せ、と迫ってくるかも知れません。

「妥協」も必要というかも知れません。であれば、マイナ保険証と紙保険証、マイナICカードと障

碍者手帳、こうした二重対策しないと、3割、5割の国民は置いてきぼりにされます。医療、障害者が享受できる権利がむしばまれ、差別がもっとひどくなりかねません。

G7諸国では、日本以外、官製のマイナICカードを発行している国はないようです。なんで、わが国だけが、血税を乱費して官製のマイナICカードを発行し続けているのでしょうか？IT利権がからんでいるのではないのでしょうか？私には、「デジタルID」とは何か？は、よくわかりません。スマホを持つのもイヤです。

政府は「誰一人取り残さない」デジタル化の推進とか、口当たりのよいことを、出まかせで言います。憲法25条は「すべての国民は最低で文化的な生活を営む権利と有する」と定めています。「すべて」ということは、憲法は、政府に対して、デジタル化について行けない零細事業者や税理士などの生存権保障をするように求めている、と解することができます。

政府が、社会のデジタル化をあまりにも性急に進め、デジタルに弱い零細業者や生活者などを取り残すのは生存権の侵害につながります。ですから、政府は、デジタル化は、むちゃくちゃに進めてはいけません。あくまで「すべての国民や納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる。」ということです。

私は、生成AIやスマホは、子供には危ないと感じます。生成AI脳、スマホ脳で脳が働かなくなると思いますが虫捕る子供もいなくなることに、もっと危機意識を持たないといけません。自然や人権を大事にし、子どもを産みたい社会に舵を切らないと、血税をバラまいても、「日本沈没」は止められないと思います。

| | |
|---------|---|
| 編集及び発行人 | プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) |
| | 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 |
| | Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net |
| | 編集・発行人 中村克己 |
| | Published by |
| | Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590 |
| | http://www.pij-web.net 2023.10.17 発行 CNN ニュース No.115 |

| |
|---|
| 入会のご案内 |
| 季刊・CNN ニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。 |
| 郵便振込口座番号 00140-4-169829 ピー・アイ・ジェー (PIJ) |

| |
|--|
| NetWork のつづき |
| ・マイナポイントに1兆8千億もの血税の浪費。インボイス導入で零細業者に恒久増税。御用聞き政府税調はサラリーマン増税を示唆。「血税の乱費・増税で穴埋め」の負のサイクルが止まらない (N) |